

葉菜類などの摂取制限と出荷停止に伴う農家支援対策の要望書

東北太平洋沖地震及び東京電力福島第1原発事故対策のために、連日先頭に立ちご奮闘いただいていることに対し心から感謝申し上げます。

さて、今般の福島第一原子力発電所の事故に関連して、福島県は、去る3月23日に内閣総理大臣から原子力災害対策特別措置法に基づき、福島県産の葉菜類の「出荷制限」及び「摂取制限」の指示を受けました。

これを受け、福島県は県民に対して野菜等の摂取及び出荷の自粛を要請したところであります。

伊達市は、県内でも有数の農産物の生産地であり、農業は当市の基幹産業であります。然るにこうした指示により、農畜産物の返品、販売拒否など風評被害も急速に拡大するなど、農業者の営農継続に対する強い危機感を募らせることとなり、生産意欲の減退、さらには、耕作放棄地や遊休農地の進行が懸念されるとともに、農家経済、延いては地域経済が被る影響は計り知れないものになるものと大変憂慮しているところであります。

つきましては、国においては下記事項について早急に対策を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 政府は、原発事故に伴う集荷停止した以外の農畜産物についても風評被害が及んだ場合には補償の対象とすること。
2. 補償額は、再生産に必要な額を補償すること及び速やかに補償条件を示すこと。
3. 科学的根拠に基づき、地域別の出荷制限措置を講ずること。
4. 消費者などへの正しい情報周知により風評被害の防止にあたること。
5. 福島県内の土壌モニタリング調査を行うこと。また調査結果を踏まえ、情報提供や技術支援を実施すること。

平成 23 年 3 月 26 日

参議院経済産業委員会筆頭理事

参議院議員 増子輝彦 様

伊達市長 仁志田 昇 司